

## 仕様書

1 業務名 紿食厨房排水系統清掃業務委託

2 履行場所 名取市愛島塩手字野田山47-1  
宮城県立がんセンター

3 履行時期 1回目 令和8年7月～9月（厨房・除害施設）

2回目 令和9年1月～令和9年3月（厨房・除害施設）

### 4 業務内容

グリストラップ、排水枠、除害施設の清掃等を委託するもの。

（1）本館地下1階 厨房内（年2回実施）

①グリストラップ清掃 油脂汚泥・沈砂の吸引除去、高压洗浄等 4ヶ所（1ヶ所0.1m<sup>3</sup>）

②排水枠清掃 5ヶ所

③配管高压洗浄

ア. 各グリストラップに接続する配管 20m（流入側2.5m、流出側2.5m 4ヶ所）

イ. 排水枠に接続する排水管 20m

（2）屋外 除害施設（年2回実施）

①沈殿槽、油脂分離槽、濾過槽、放流ポンプ槽の清掃 容積計12.6m<sup>3</sup> 油脂汚泥・沈砂の吸引除去、高压洗浄等

②配管高压洗浄 20m（流入側、流出側合計）

③濾過槽の油吸着材の交換 タフネルオイルブロッター・リボン型（同等品可） 20kg程度

④清掃により発生した汚泥等産業廃棄物の収集運搬処分（例年の汚泥量：5～6t）

### 5 特記事項

（1）作業時間

厨房内への立ち入りを伴う業務（グリストラップ・排水枠・配管高压洗浄）について、作業可能な時間帯は午後12時30分から午後1時30分までとする。

（2）厨房内の清潔保持

①作業機械・ホース等は養生シート等を使用し、床面に触れないようにすること

②汚水等が飛散しないように留意し、万が一床面等を汚染した場合は直ちに報告し清掃すること

③厨房入室時には、所定の防護服等を着用すること

④その他、厨房内の清潔保持に留意すること

（3）関係法令の遵守

業務施行にあたり関係法令を遵守すること。

### 6 業務完了報告書の提出

各回の業務終了後、業務完了報告書（産業廃棄物処分時はマニフェストを添付）を遅滞なく提出すること。※電子マニフェスト可

### 7 その他

仕様書に記載がない疑義が生じた場合は、発注者受注者で協議を行う。